

別冊（参考資料）

- ・ 議題1 . . . p 1 ~ 5
- ・ 議題2 . . . p 6 ~ 23

佐有漁協指第73号
令和3年5月21日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏
< 公印省略 >

試験養殖実績報告書

令和2年9月4日付け試養第200901号で承認を受けたカキ試験養殖について、別紙のとおり報告致します。

別紙 令和2年度七浦カキ垂下養殖試験報告書



令和2年度 七浦カキ垂下養殖試験 報告書

□ 養殖方法

- ・ 養殖施設は、延縄式の養殖ロープ50m×6本、提灯かご計120個を使用した。
- ・ 2020年10月上旬に、七浦地先のカキ礁から天然のマガキとスミノエガキを採取し、垂下養殖を開始した。
- ・ 養殖は2020年10月～2021年3月にかけて行い、出荷サイクルは1～2カ月で、出荷を行うと同時に新たなカキを採取し養殖を継続した。

□ 試験課題

【マガキの身入り向上効果の検討】

- ・ H30に身入り向上効果が確認されたマガキにおいて、今年度も1か月間垂下による身入り向上効果を検証し、再現性を確認した。

【スミノエガキの垂下期間の検討】

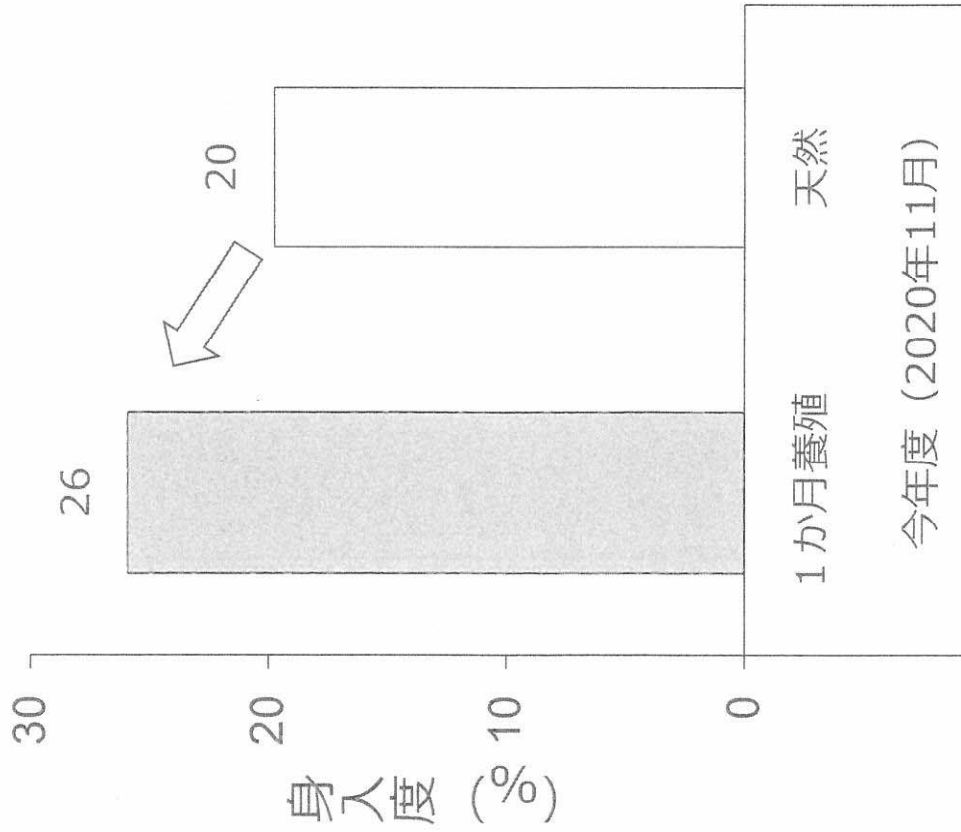
- ・ 前年度、スミノエガキにおいては1か月の養殖では十分な身入り向上効果が得られなかった。そのため、今年度は①1か月間 ②2か月間 ③未垂下（天然個体）の試験区を設けて垂下期間の違いによる身入り向上効果を検証した。

表 試験スケジュール

養殖カキ種	10月	11月	12月	1月	2月	3月
マガキ	1か月垂下 ↕					
スミノエガキ			1か月垂下 ↕			
				2か月垂下 ↕		

□ 養殖結果

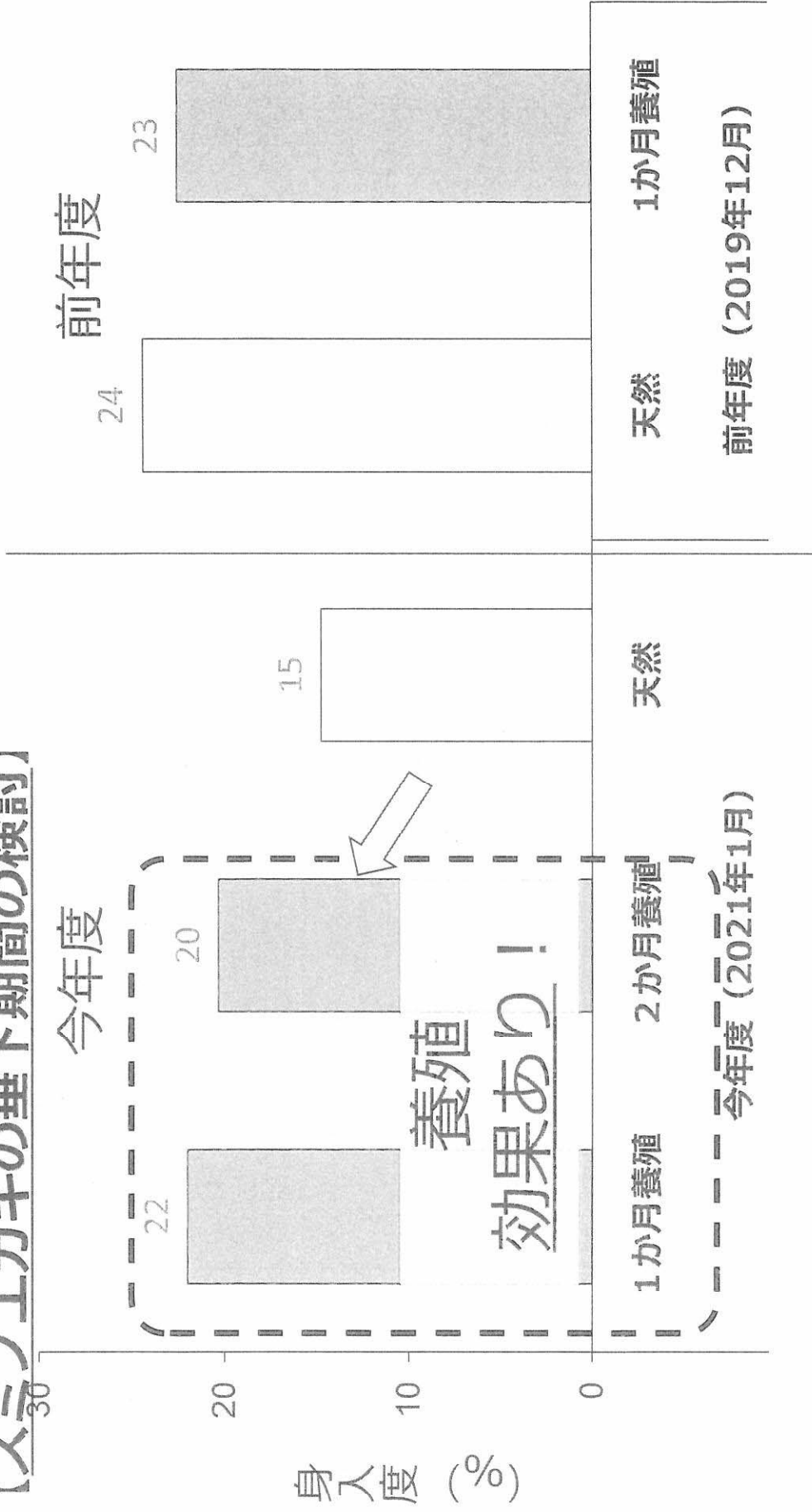
【マガキの身入り向上効果の検討】



1か月の垂下養殖で
身入りが向上した

H30年度結果の再現性を確認

【スミノエガキの垂下期間の検討】



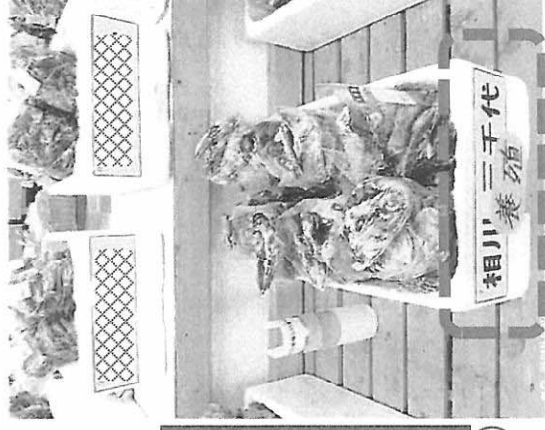
- ・ 1か月垂下と2か月垂下の両区とも、天然個体よりも身入りが向上した。
- ・ 2か月垂下と1か月垂下の身入りは、ほぼ同等であった。
- ・ よってスミノエガキにおいても1か月間の垂下で身入りが向上が可能なのことが確認された。
- ・ 前年度は天然個体の身入りが24%と高かったため、養殖による効果が表れなかったと推測された。

□ 販売

- ・ 養殖したカキは、すべて「道の駅 鹿島」で販売した。
- ・ 販売数量は合計5,208kg、販売金額は286万円(税込)であった。

	11月	12月	1月	2月	3月	合計
販売袋数 (2kg入り/袋)	525	1,635	0	265	179	2,604
販売金額 (千円)	577.5	1,798.5	0	291.5	196.9	2,864.4

(単価：1,100円/袋(税込))



図道の駅鹿島での販売

- ・ 店頭では「養殖物」であることを明記し、他の天然物との差別化を図った(右図)。
- ・ 消費者からは「身入りが非常に良くまた購入したい」という意見が得られた。

※3月中旬以降、養殖実施者の体調面での都合により養殖継続が困難となったため、計画していた4月以降の販売は実施しなかった。

□ 課題と今後

- ・ 養殖方法については、特段の課題はない。
- ・ R3年度は正式な区画免許申請に向けて、現在1経営体で実施している本養殖手法を、他の漁業者にも周知し、参加者を募る予定である。
- ・ R5年度の区画免許更新に合わせて、正式な区画免許を申請する予定である。

三二ボート事故発生状況

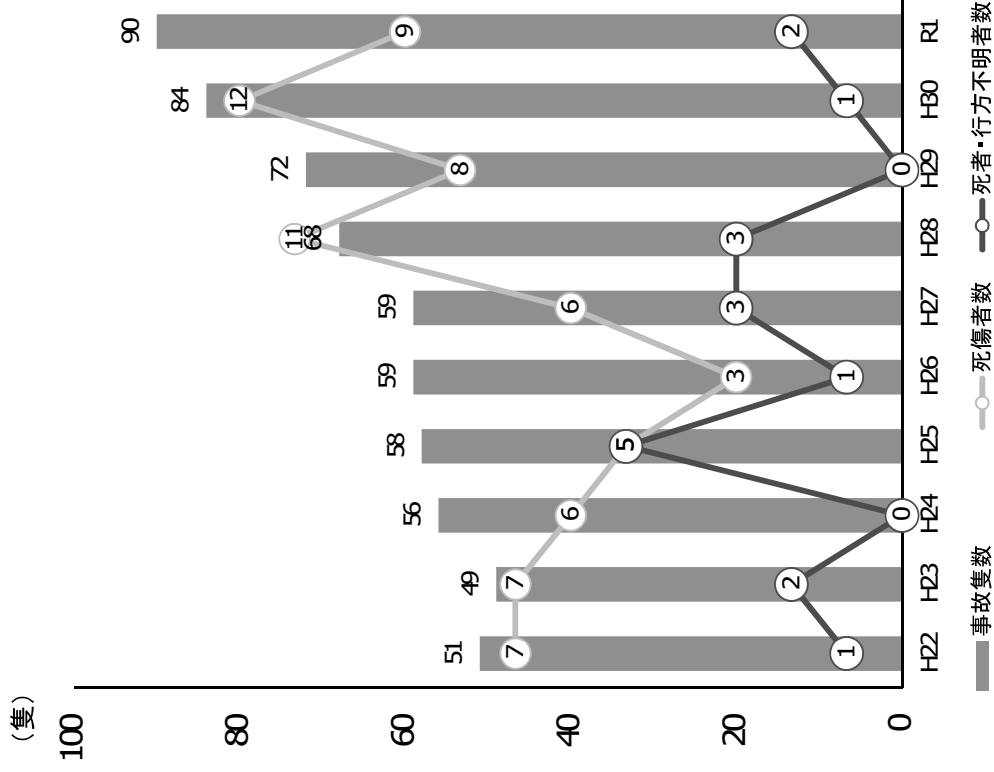
6

海上保安庁 交通部安全対策課



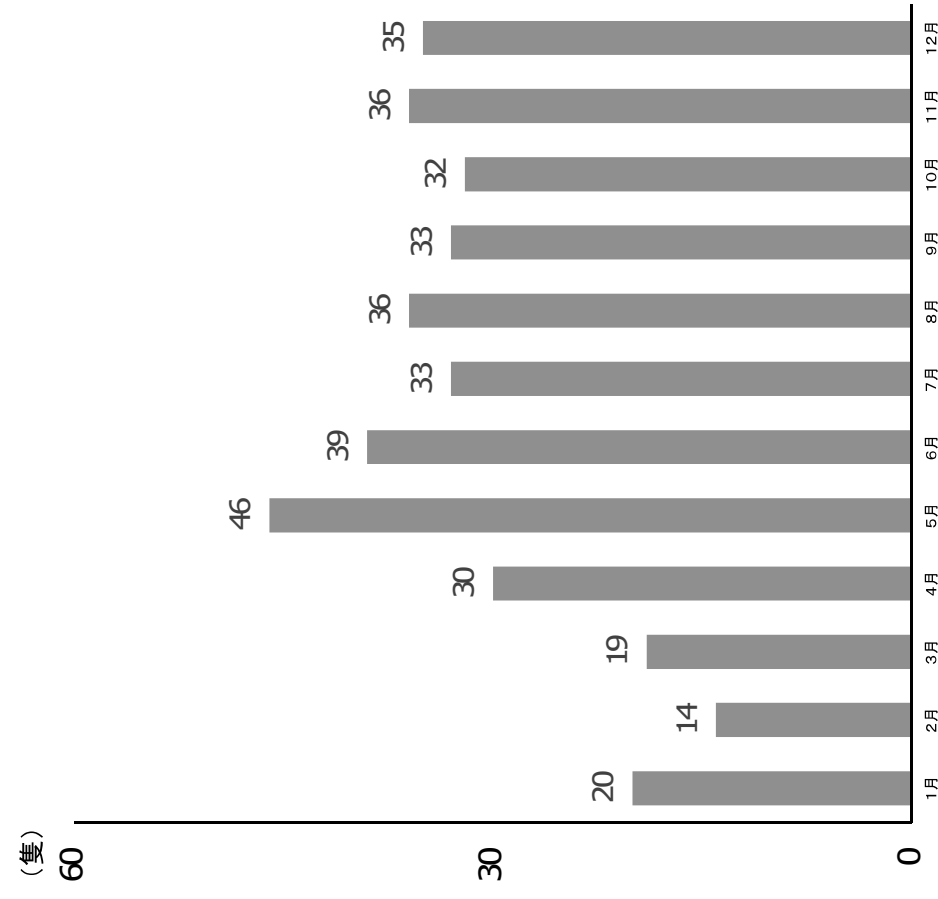
1 事故の推移

【年別事故発生状況】



➤ ミニボートの事故は年々増加傾向

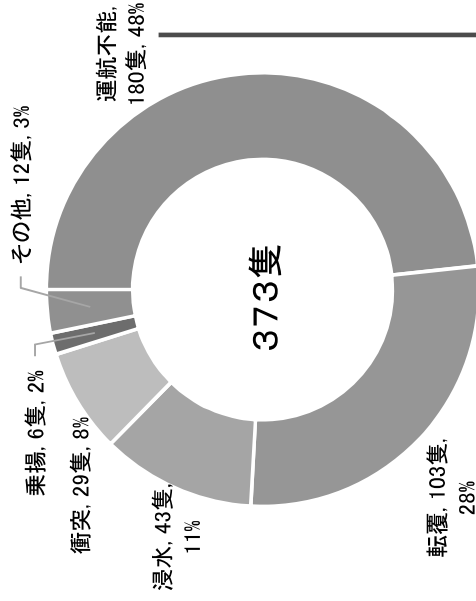
【月別事故発生状況（H27-R1累計）】



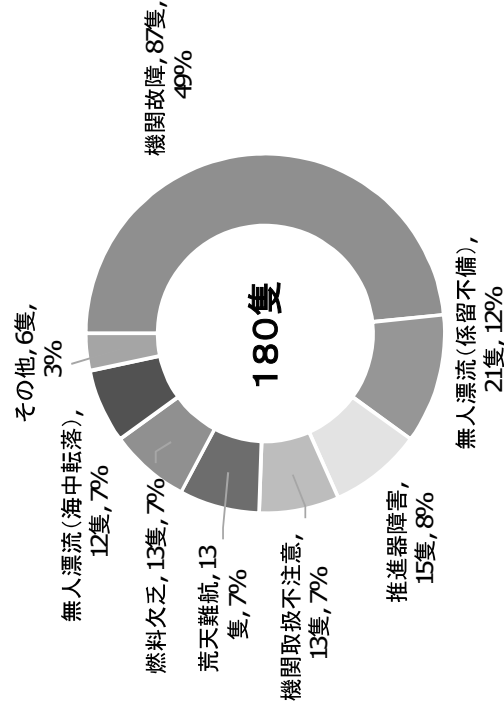
➤ 月別では5月に最も多いが、6月以降断続的に発生

2 海難種類・原因

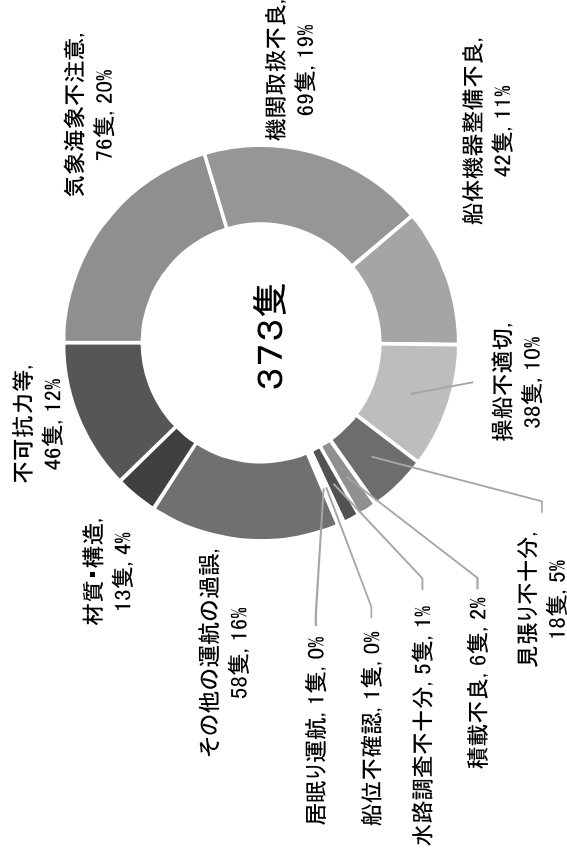
【海難種類別事故発生状況（H27-R1累計）】



【運航不能詳細（H27-R1累計）】



【原因別事故発生状況（H27-R1累計）】



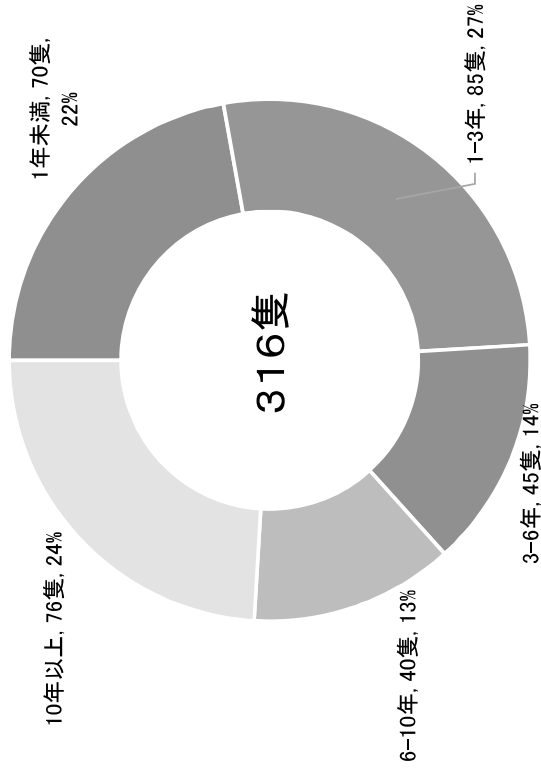
- 海難原因別では転覆や浸水の人的要因となる気象海象不注意が最も多く、次いで機関整備不良の順

- 海難種類別では運航不能が最も多い

3 事故者の経験等

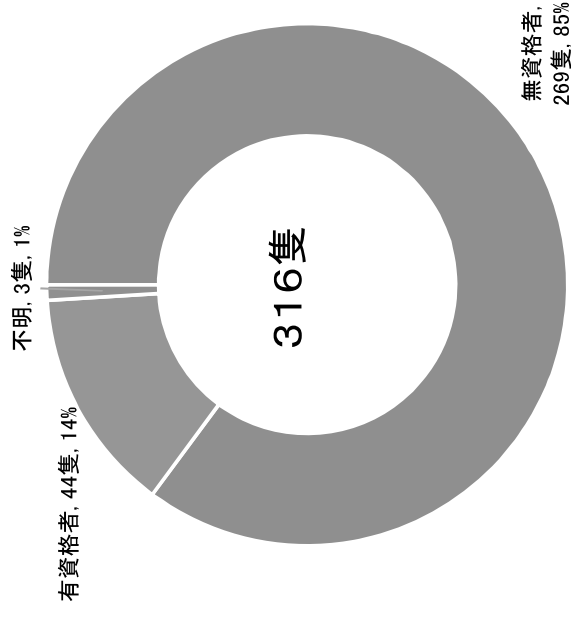
【事故者の通算乗船年数（H27-R 1 累計）】

※無人漂流・不明を除く



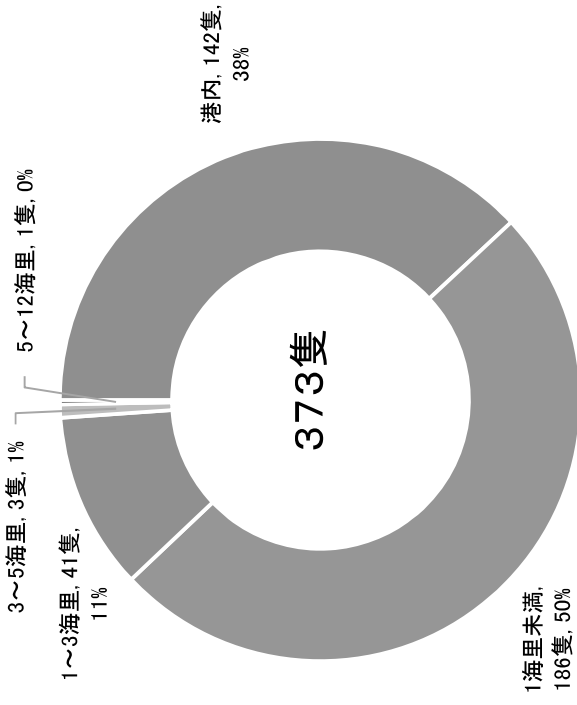
- 通算乗船年数が3年未満の経験不足と思われる者が約半数

【事故者の免許保有状況（H27-R 1 累計）】

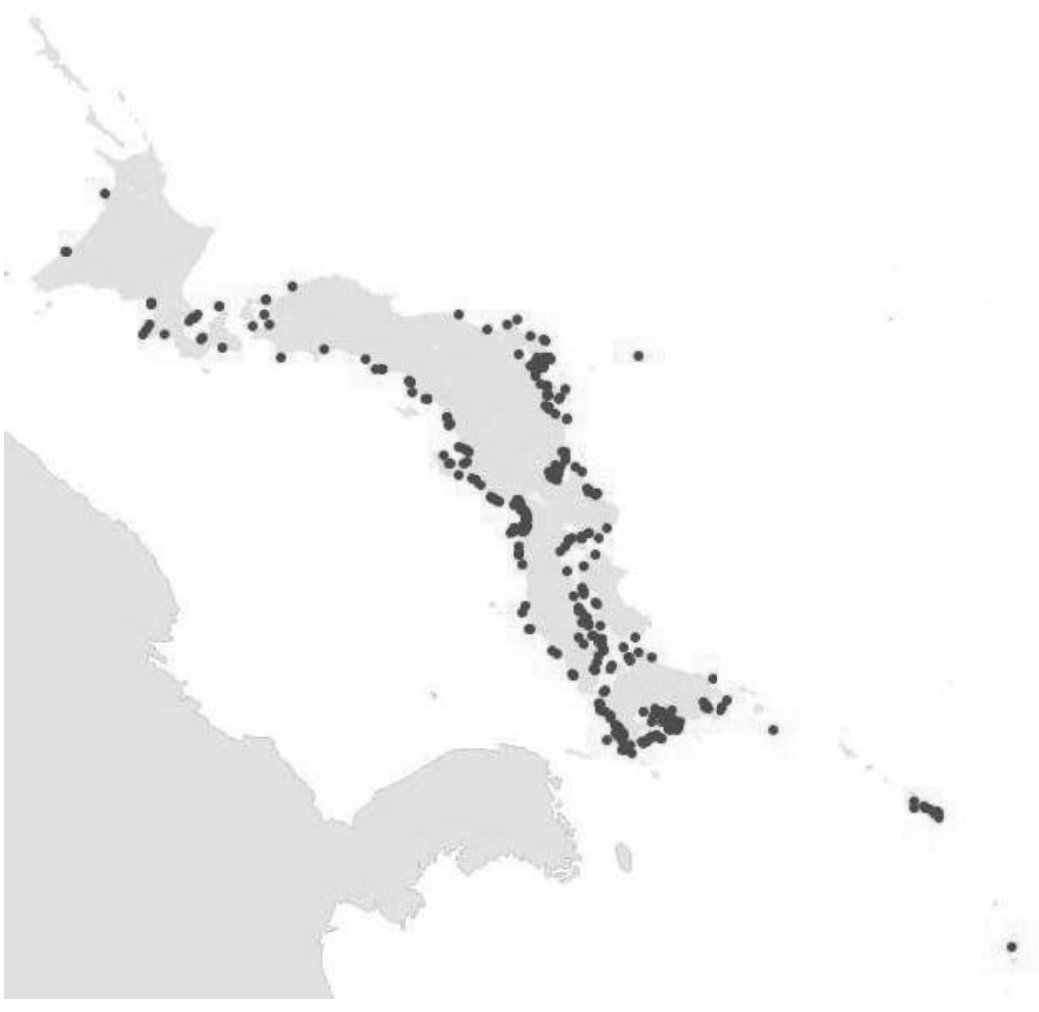


- 事故者の8割以上が無資格者

【距岸別事故発生状況（H27-R 1 累計）】

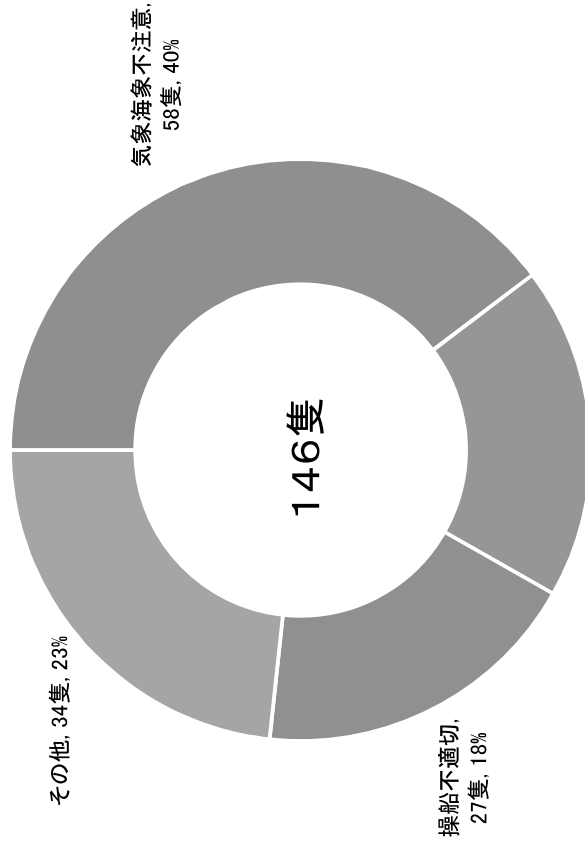


【発生位置図（H27-R 1 累計）】



➤ 事故発生場所は港内と1海里未満で約9割

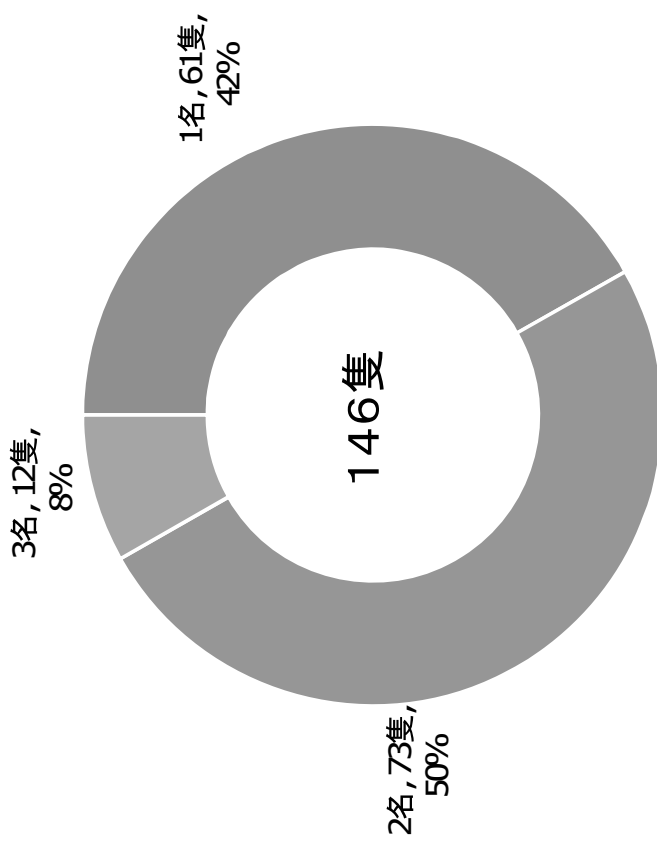
【原因別事故発生状況（H27-R1累計）】



船体バランスに対する不注意, 27隻, 19%

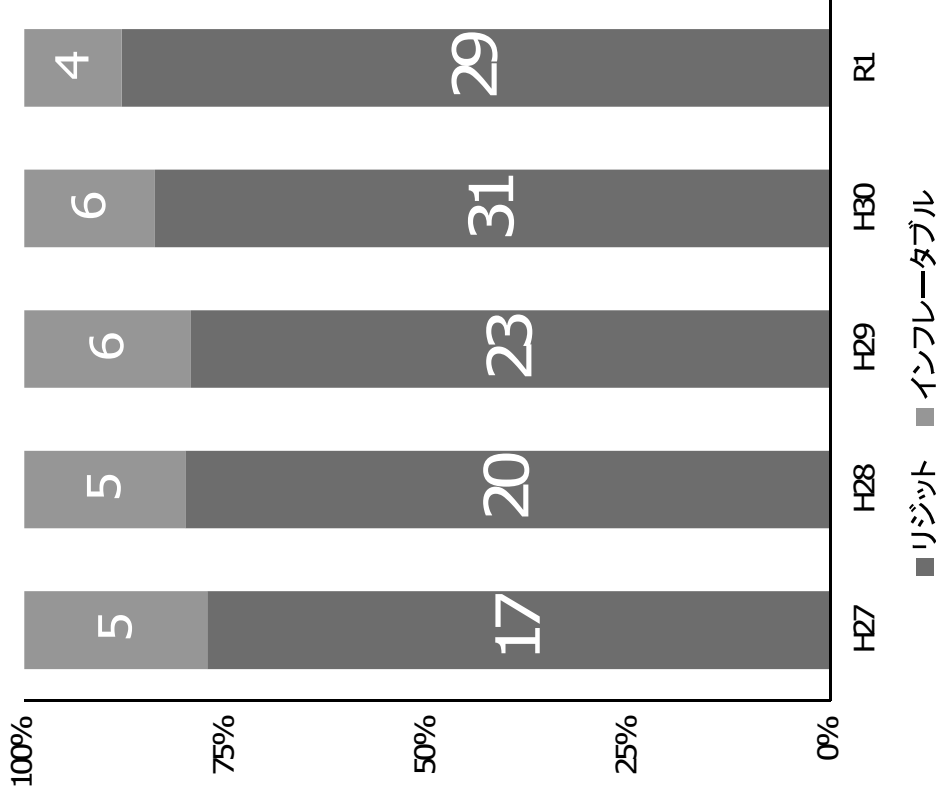
- 乗船者が不用意な立ち上がりや移動等により船体バランスが崩れ海中転落した割合は、全体の約2割

【乗船者数別事故発生（H27-R1累計）】



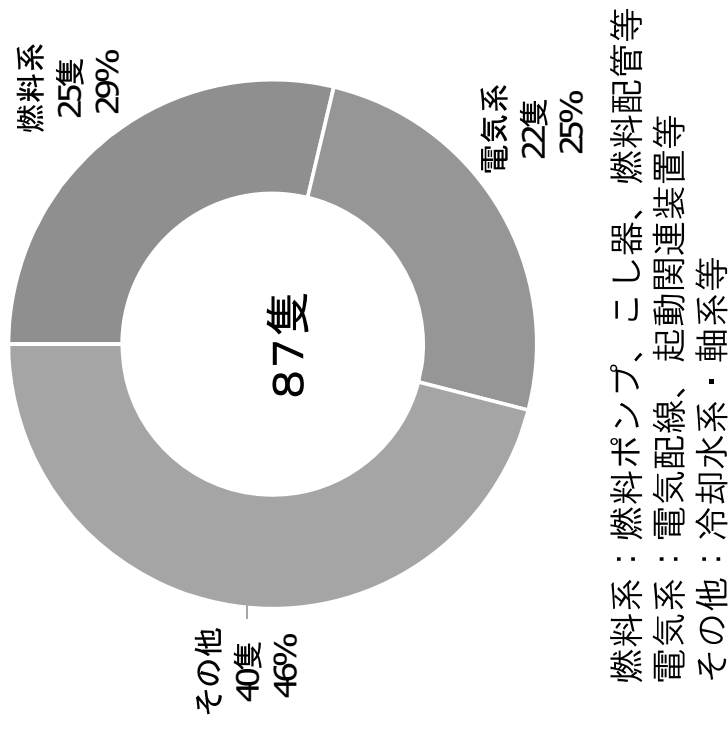
- 転覆、浸水は2名乗船時に最も多く発生

【転覆・浸水事故の船質別発生状況】



➤ 例年、転覆・浸水事故の約8割がリジットタイプ

【機関故障箇所別発生状況（H27-R1累計）】



➤ 機関故障による運航不能事故のうち、約3割が燃料系、また、約2割が電気系

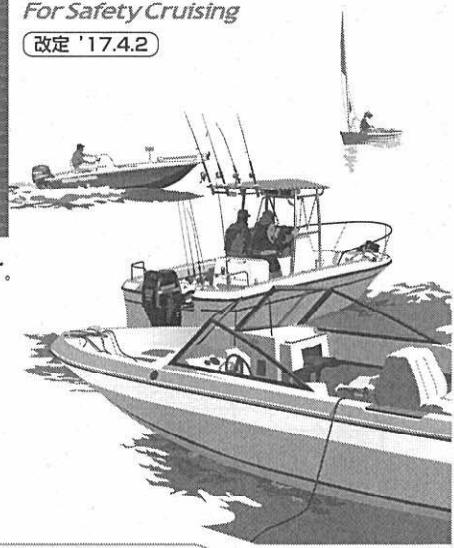
安心の第一歩です
プレジャーボート

PB責任保険



For Safety Cruising

改定 '17.4.2



- ◆漁港やマリーナなどに保管または保留されているプレジャーボートを対象として、日本漁船保険組合が実施する保険です。
- ◆無事故船は最高20%保険料が割引されます。
- ◆海の事故処理に精通している漁船保険が、漁業者との事故解決など、迅速・適切に対応します。

こんなときに保険金をお支払いします。
プレジャーボートの万一の事故に、安心な備えをご提供します。

対人賠償

プレジャーボートの事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。なお、衝突事故などで双方に過失がある場合は、過失割合に応じて賠償金をお支払いします。

例えば

- 漁船、レジャー船やその他船舶に衝突して、相手船の乗船者を死傷させてしまった場合。
- 水上オートバイや、水上スキーなどと衝突して、相手を死傷させてしまった場合。
- 遊泳者やダイバーなどと接触して、死傷させてしまった場合。



対物賠償

プレジャーボートの事故により、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。なお、衝突事故などで双方に過失がある場合は、過失割合に応じて賠償金をお支払いします。

例えば

- 漁船、レジャー船や遊覧船あるいは貨物船などの船舶に衝突して、船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合。
- 桟橋や補給設備などのマリーナ等にある施設や航路標識や防波堤などの港湾にある施設に損害を与えてしまった場合。
- 定置網、養殖網、海産物などの漁業用施設や漁協の施設に損害を与えてしまった場合。



人命捜索救助費用

プレジャーボートの乗船者（操縦者を含みます）の遭難により、その乗船者が他の船舶により捜索または救助され、その費用を負担した場合に、他の船舶の費用について保険金をお支払いします。

例えば

- プレジャーボートに乗っている人が落水して見つからず、捜索してもらった場合。



船体捜索救助費用

プレジャーボートの事故により、自船が他の船舶により捜索または救助され、その費用を負担した場合に、他の船舶の費用について保険金をお支払いします。

例えば

- 操船を誤って座礁し、救助された場合。
- プロペラにロープが絡まって、曳船救助された場合。



△ 修繕のための曳航費用など、救助に該当しない費用は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

ご加入の
対象

5トン未満のプレジャーボート(プレジャーモーターボート・釣舟・プレジャーヨットなど)
が加入できます。

※漁船(漁船登録がある船舶)、水上バイク、各種作業船、教習艇、競走用モーターボート、ゴム製のボートは加入できませんので、ご注意ください。

保険料(1年間)

保険金額	モーターボート				ヨット	
	50馬力以下	50馬力超 100馬力以下	100馬力超 150馬力以下	150馬力超	8m以下	8m超
1,000万円	9,800	15,400	20,000	24,600	10,200	14,700
3,000万円	12,300	17,200	21,800	26,400	10,700	15,700
5,000万円	12,800	18,000	22,900	27,700	11,100	16,300
1億円	13,200	18,500	23,600	28,700	11,400	16,800
2億円	13,600	19,300	24,700	30,000	11,800	17,500
3億円	13,900	19,800	25,400	30,900	12,000	17,900
4億円	14,100	20,200	25,900	31,600	12,100	18,200
5億円	14,300	20,500	26,400	32,200	12,300	18,600
6億円	14,600	20,900	26,800	32,800	12,500	18,900
7億円	14,800	21,200	27,300	33,400	12,700	19,200
8億円	15,000	21,600	27,800	34,000	12,900	19,500
9億円	15,200	21,900	28,300	34,500	13,100	19,800
10億円	15,500	22,300	28,700	35,100	13,200	20,100

単位:円

この保険料には、人命及び船体の捜索救助費用の保険料が含まれています。

無事故割引

無事故期間1年5%、2年10%、3~4年15%、5年以上20%の割引が適用されます。

団体契約割引

保険期間を同一として一括加入される場合には、10隻以上19隻以下5%、20隻以上10%の割引が適用されます。

保険金のお支払い

- 保険金のお支払いは、保険金額が上限となりますが、他の船舶乗船者の所持品損害の賠償額は1事故1人あたり40万円、捜索救助費用(人命及び船体の捜索救助費用を合算したものは)1事故200万円を上限に、被保険者に保険金をお支払いします。
- 支払われる保険金から控除される免責金はなく、支払保険金が1万円以上の場合に全額お支払いします。
- 人命及び船体の捜索救助費用では、他の船舶の費用について、船体の救助を伴う事故の場合は船舶使用料及び燃料費を、船体の救助を伴わない事故の場合は燃料費、食料及び乗組員の給料をお支払いします。

△ PB責任保険の対人賠償と対物賠償は法律上の賠償責任を負担することによって被害者に対して保険金をお支払いするものです。例えば台風などの自然災害によって他人を死傷させたり他人の財物に損害を与えたような法律上の賠償責任を負わないケースでは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険金をお支払いできない主な場合

- 自船の乗船者(出港時に乗船していた方などを含みます)に対する賠償責任
- 被保険者の同居の親族に対する賠償責任
- 陸上で生じた損害(上架施設に保管中の場合を除きます)
- 正貨、貴金属、宝石、債券その他の流通証券およびその他の類似の財物に与えた賠償責任による損害
- 人命及び船体の捜索救助費用のうち、燃料・オイル切れ、バッテリーの不調、燃料コックの開け忘れ、船底プラグの閉め忘れなど、軽微な機関故障や不適切な操船または操機によるものなど。
- 法令に違反して保険に係るプレジャーボートを運航した場合に生じた損害
- 保険契約者又は被保険者が、保険に係るプレジャーボート又はその運航につき通常行すべき管理その他損害の拡大防止又は軽減を怠ったとき

ご加入の手続き

ステップ 1 「船舶検査証書」と「船舶検査手帳」の写しをご用意のうえ、下記の漁船保険組合または指定された漁業協同組合、マリーナ、販売店などまでご連絡ください。

ステップ 2 ご加入内容のご相談の後、加入申込書と保険料送金用紙等をお送りいたします。

ステップ 3 保険開始日以前に、加入申込書にご捺印のうえご返送いただき、保険料を金融機関等でお支払いください。

ご契約の際のご注意

- 告知義務(ご契約時に重要な事項を申し出いただく義務):ご契約の際には、申込書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、保険契約が解除されるか(この場合、お支払いいただいた保険料も返還できません。)、または保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険契約の無効:保険契約をした当時、次の事実があるときには、保険契約は無効になります。
・保険契約に関し、申込人、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があったとき。
・すでに事故が発生していたとき、または生じ得ないこととなったとき。
・艇に重大な欠陥が内在しているとき。
- 保険料領収前に生じた事故:保険料(追加保険料を含みます。)を領収する日以前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- この保険は、示談交渉付きではありません。
- PB責任保険では、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和50年法律第94号)その他法令に基づき被保険者の責任が制限される場合には、その制限された金額をてん補します。なお、当該法令に基づき被保険者の責任が制限される場合には、被保険者が責任制限手続きを取らない場合であっても、当該責任制限額を賠償額とみなしててん補します。

ご契約後のご注意

- 保険加入者証:保険加入者証が、1ヶ月以上経過しても届かないときは、お手数ながらご照会いただけますようお願いいたします。ご照会に際しましては、保険の種類、保険期間(保険のご契約期間)などをご連絡願います。
- 通知義務(ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に連絡していただく義務):ご契約後、ご契約の内容に次のようなことが生じた場合、直ちにご連絡ください。
・プレジャーボートの譲渡・プレジャーボートの用途変更・プレジャーボートの保管場所の変更又は保管施設の改造・プレジャーボートの船名の変更・保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の氏名若しくは名称または住所の変更・保険に関する事項につき代理人の設定または解除・プレジャーボートへの先取特権、抵当権その他の物権または質権の設定、変更または消滅
- 事前の通知義務(ご契約後に契約内容に変更が生じたこととなった場合に連絡していただく義務):ご契約後、ご契約の内容に次のようなことが生じたこととなった場合、あらかじめご連絡ください。
・プレジャーボートの改造・プレジャーボートのエンジン換装・他の保険契約の締結
・艇の入替(新たに別のプレジャーボートを取得される場合には、保険を新たなプレジャーボートに引継ぐことができます。ただし、5トン区分(未満/以上)に変更がある場合は保険を引継ぐことができません。
- 保険の失効:次の事由が発生した場合には保険契約の効力が失われます。
・プレジャーボートの解体・プレジャーボートの所有権の移転等・プレジャーボートの所有者又は使用者の死亡・解散・破産・プレジャーボートの漁船登録の取得
- 保険料の払戻し:保険料を払戻しできるのは、保険の失効、プレジャーボートの滅失、沈没、盗難等、及び艇又はエンジンの入替等、一定の事由が発生した場合に限られています。なお、払戻保険料は未経過期間に対する保険料に定率を乗じた額となります。詳しくは、お問い合わせください。

事故のご報告は…

プレジャーボート保険クレームデスク

プレジャーボート保険クレームデスクでは事故の受付を行っております。
事故時に救助等の手配を行うものではありません。

フリーダイヤル ☎ 0120-661-104

(平日午前9時から午後5時まで)

FAX 046-881-0067

- この保険の対象となる事故が発生した場合は、ただちにプレジャーボート保険クレームデスクまでご連絡ください。ご連絡がなかったり、著しく遅れた場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ご契約確認のため、「加入者カード」または「加入者証」をご用意ください。また、後日のため、「事故発生通知書」を必ずFAXしてください。
- 賠償責任について、相手側と示談される場合は、必ず事前に引受漁船保険組合に通知し承認を得ることが必要です。
- この保険では、被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談代行サービス」を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先・引受(加入手続き・各種変更手続き等)

漁船保険とは…? 漁業経営の安定のために「漁船損害等補償法」という法律に基づき実施されている保険です。全国で、約17万隻の漁船と約1万7千隻のプレジャーボートが加入しています。

Let's Visit!! 日本漁船保険組合ホームページ <http://www.ghn.or.jp/>

このチラシは、プレジャーボート責任保険の概要を紹介したもので詳細は約款によります。

(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会が運営する BANシステム (海のロードサービス) について

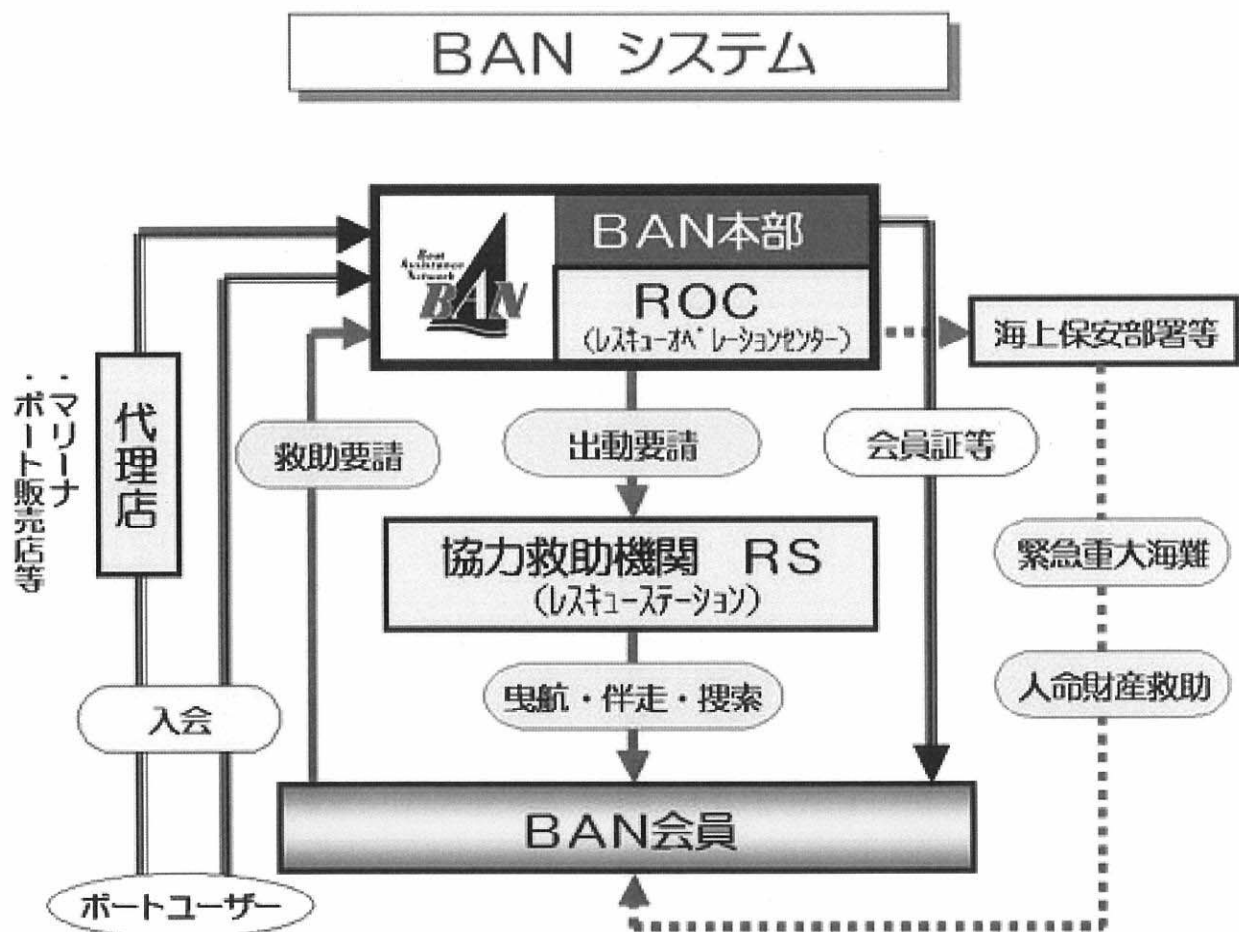
BANとは、Boat Assistance Networkの略

プレジャーボートオーナーを対象に“自分の安全は自分で守ろう”というコンセプトをもって、官民一体となって設立された会員制救助システムです。入会対象者は、モーターボート・クルーザーヨット等の非営業用小型プレジャーボートを所有する個人または法人です。

事業内容は、マリーナ、海事従事者等の協力によって構成されたBANネットワークによる“24時間365日の曳航無料サービス”を主たる業務としています。

平成4年の発足当初のサービス海域は東京湾・相模湾水域に限定されていましたが、現在は、東京湾から瀬戸内海、九州北部までの沿岸海域及び若狭湾を対象にしており、プレジャーボート愛好者にとっては無くてはならない存在になっています。また、BANは協会誌「海洋レジャー」やホームページ等により様々なマリン情報を提供し、会員の快適で安全なマリンライフを支援しています。

◆ BANシステム概念図

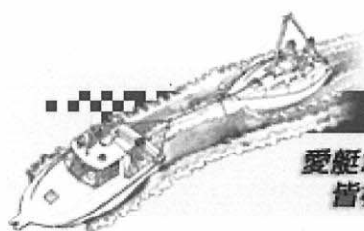


BANのサービス内容

BANのレスキューサービス

24時間・365日の曳航無料サービスをはじめ、航海の安全をサポートします

☞ See: サービス詳細



曳航無料サービス

愛艇が航行不能、または航行困難になった場合、皆様の愛艇を安全な最寄りの港まで、無料で曳航します。

乗員が行方不明になった場合など、捜索、救助活動に当たります。

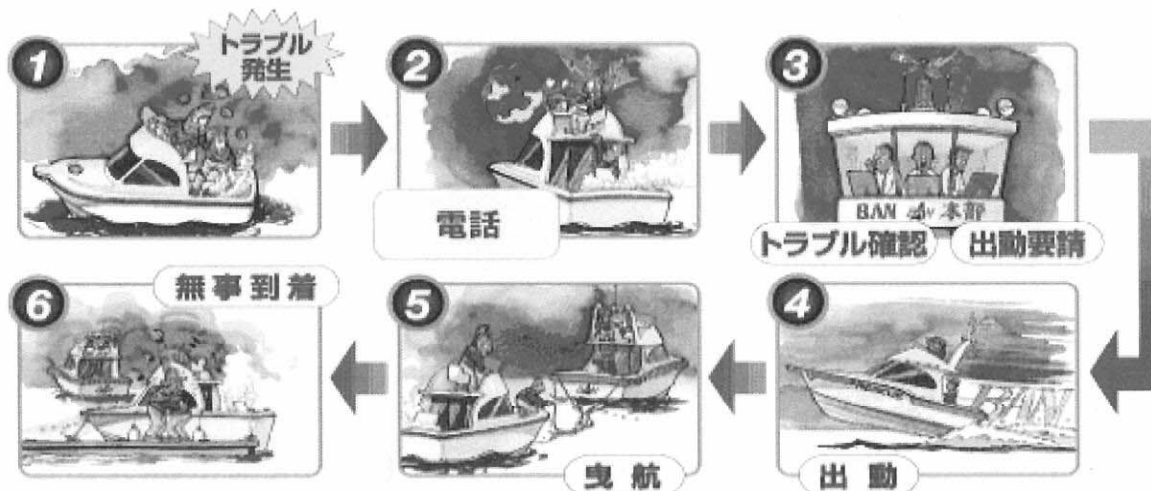


捜索サービス

☞ See: 入会案内

レスキューの流れ

万が一、航行不能に陥ったら、R.O.Cに連絡していただきます。迅速に最寄りのRSに出動要請をし、捜索・救助に向かいます。



※R.O.C(レスキューオペレーションセンター):

24時間体制で会員からの救助要請を受け付け、最寄りのRS(レスキューステーション)に出動要請を行います。

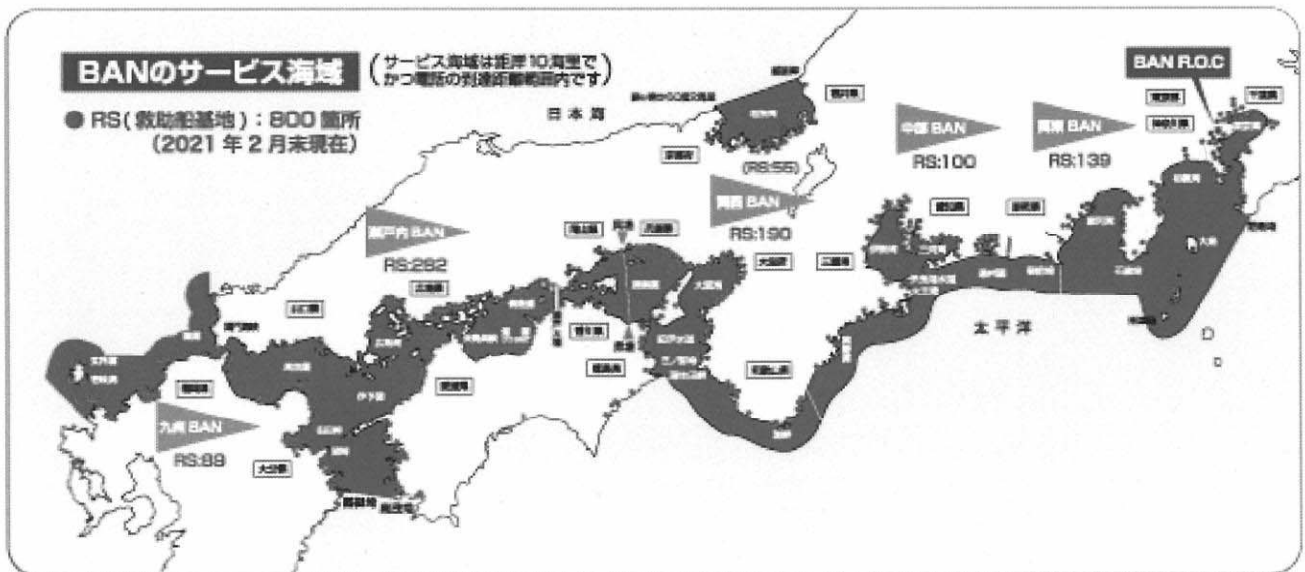
※RS(レスキューステーション):

マリナー、海事事業者などがRSとしてネットワーク化され、R.O.Cからの要請を受け迅速に救助艇を出動させます。

BANのサービスエリア

東京湾から瀬戸内海及び九州北部までの沿岸と日本海の若狭湾沿岸にRS(レスキューステーション)を配置

2019年4月1日、BANのサービスエリアが豊後水道、宇和海海域に拡大しました！平成4年7月に関東海域からスタートしたBANのサービス海域は、その対象エリアを順次拡大し、東は房総半島の南端から西は関門海峡を越え九州北部海域、更に豊後水道側は鶴御崎と高茂崎を結ぶ線まで広がりました。会員はこれらのすべての海域でサービスを受けることができます。



※ サービス海域は距岸10海里で、かつ携帯電話のみのポートは電話の到達距離内となります。


BANの入会方法

入会のご案内

BANは会員制のため、サービスを受けるためには入会の手続きが必要となります。安心してマリレジャーを楽しむためにもBANへの加入をお勧めします。

入会手続きの流れ

- ① このホームページから入会申請を行う。
もしくは申込書をFAXまたは郵送
- ② 入会金と年会費の合計額を振り込む
振込先:三井住友銀行 横浜支店 普通 7310045
(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会
(略称 カイヨウレジャーキョウカイ)
- ③ BANにおいて入会審査
- ④ 審査後BAN会員証及びBANグッズ等を郵送
- ⑤ 会員証がお手元に届いたら会員資格有効

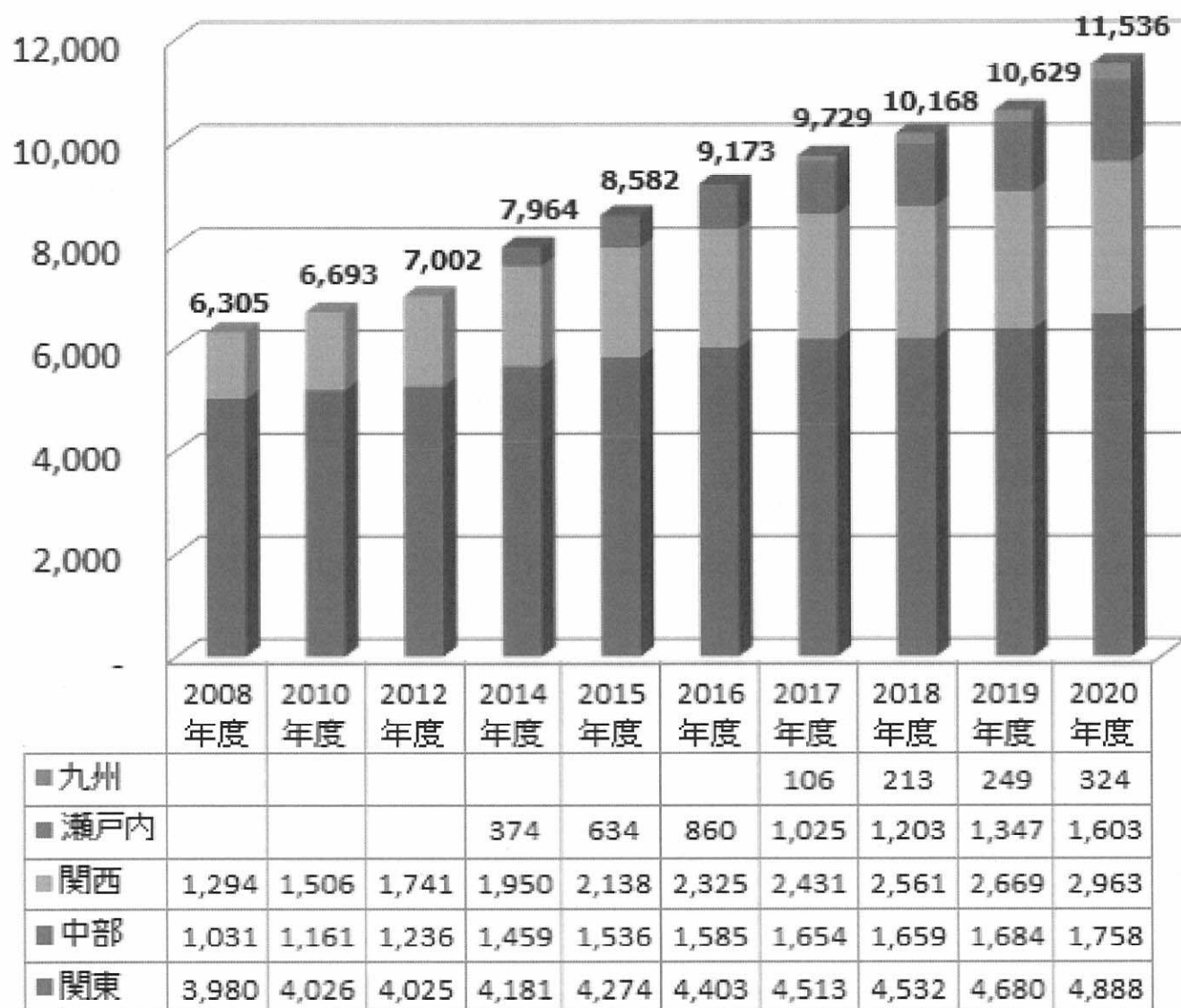
 See: 代理店一覧

会員の種類と資格・会費

会員種別		会員資格	入会金	年会費
一般会員	A会員 5トン未満艇	モータボート・クルーザー・ヨット等	10,000円	18,000円
	B会員 5トン以上20トン未満艇	非営業用の小型プレジャーボートを 所有する個人、または法人		36,000円
	G会員 20トン以上40トン未満の 小型船舶	※水上バイク・ミニボートは入会で できません		100,000円
特別会員		本事業の趣旨に賛同される個人ま たは法人 ※水上バイク・ミニボートは入会で できません	—	1回 50,000円

※会員資格は会員証を受理した時点から有効となります。※年度単位は4月から翌年3月までとなります。※毎年3月に更新の手続きをご案内します。

BAN会員数の推移



BANの救助実績

救助状況						
年(1月～12月)	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	合計
BAN救助	317	328	371	429	401	1846
自力復旧 (出勤)	6	5	3	10	9	33
その他	2	8	2	6	3	21
合計	325	341	376	445	413	1900

原因別						
年(1月～12月)	H.25	H.26	H.27	H.28	H.29	合計
①機関故障	186	205	233	270	244	1138
②乗揚げ	18	17	10	28	36	109
③絡網	14	9	12	10	9	54
④推進器障害	47	51	55	60	55	268
⑤燃料欠乏	10	21	11	15	23	80
⑥蓄電池過放電	20	17	28	31	25	121
⑦揚錨機故障	0	2	2	3	1	8
⑧舵故障	12	10	11	16	13	62
⑨浸水	9	1	3	5	0	18
⑩その他(荒天遭遇等)	9	8	11	7	7	42
合計	325	341	376	445	413	1900

BANの九州地区代理店

【佐賀県】

居石マリン商会	佐賀県唐津市
居石マリン商会 満島出張所	佐賀県唐津市
船基	佐賀県唐津市

【その他の県】

中嶋造船所	大分県杵築市
ヤンマー船用システム株式会社	大分県杵築市
株式会社江原造船鉄工所	大分県国東市
(合)木野村ヤンマー商会国東営業所	大分県国東市
株式会社 KYOWA	大分県国東市
有限会社 五和商事	大分県大分市
東豊マリンサービス	大分県大分市
マリーナ大分	大分県大分市
有限会社 光電大分営業所	大分県大分市
オーシャンテック 浜田 千徳	大分県大分市
株式会社 海翔	大分県別府市
(株)ササキコーポレーション別府港北浜ヨットハーバー	大分県別府市
有限会社 中津マリーナ	大分県豊後高田市
トータルマリンヤード錦	福岡県北九州市若松区
S&S	福岡県北九州市門司区
有限会社 小倉マリーナ	福岡県北九州市門司区
(株)ササキコーポレーション新門司マリーナ	福岡県北九州市門司区
(株)ホープ	福岡県北九州市門司区
(有)唐泊鉄工所	福岡県福岡市西区
SEASIDE MARINE	福岡県福岡市西区
錦ササキコーポレーション 西福岡マリーナ マリノア	福岡県福岡市西区
(株)ササキコーポレーション マリンセンター マリノア	福岡県福岡市西区
ポートフィッシャーマン	福岡県福岡市西区
南海ポートセールス錦	福岡県福岡市西区
堀川船舶錦	福岡県福岡市中央区
マリーン博多錦	福岡県福岡市中央区
玄海ヤンマー錦 福岡東営業所	福岡県福岡市東区
西戸崎開発錦 福岡マリーナ	福岡県福岡市東区
錦オーシャン	福岡県福岡市東区
MARINE TRADING	福岡県福岡市東区
ライセンス	福岡県福岡市南区
ヤマナカマリン	福岡県京都郡
(有)みのしまマリン	福岡県行橋市
玄海ヤンマー錦 糸島営業所	福岡県糸島市
(有)山崎ヤンマー	福岡県糸島市
玄海マリーナ錦	福岡県糸島市
(有)エクセル エクセルマリン	福岡県糸島市
玄海ヤンマー錦 鐘崎営業所	福岡県宗像市
マリンサポートシステム	福岡県筑紫野市
玄海ヤンマー錦 壱岐営業所	長崎県壱岐市

提案議題 (要望事項・協議事項・照会)

クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について (案)

内 容

クロマグロ漁業への依存度が高い延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁船漁業者は、漁獲制限の開始以降、目的操業の自粛措置や再放流に取り組むとともに、ブリ、カツオ及びサワラ漁への比重を高めるなどしているものの、これら魚種の操業海域におけるクロマグロの来遊量が増加していることから、クロマグロの混獲率が高まり、再放流作業等の労務負担が増大しており、漁家経営の悪化を招いています。

つきましては、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。

- 1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。また、配分の際は、混獲を回避しつつも本来の操業を継続することが可能となるよう、長期的な漁獲実績（基礎割）、来遊状況、操業特性や漁獲管理の難易度等を考慮した配分を行うこと。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保を図るとともに、資源管理の取組による減収に対応するため、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の要件緩和措置の継続と国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。

提案議題 (要望事項・協議事項・照会)

ミニボートによる危険行為の防止について (案)

内 容

規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が 1.5kW (2.039 馬力) 未満の推進機関を有する長さ 3m 未満の船舶、いわゆるミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。

このため、国においてはウォーターセーフティガイドなどを活用した啓発や安全講習会を実施されていますが、依然としてミニボートによる海難事故は増加傾向にあります。

つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。

- 1 製造業者に一般社団法人 日本マリン事業協会が実施している JMIA ミニボート技術指針に基づく検査を義務化すること。加えて、利用者に安全講習の受講を義務化すること。
- 2 衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。
- 3 日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に上記協会が実施している検査に合格したミニボートも加入対象とすること。